

独占禁止懇話会第212回会合議事録

1. 日時 平成31年4月15日（月）13：30～15：30
2. 場所 公正取引委員会大会議室
3. 出席者
【会員】伊藤会長，天野会員，有田会員，依田会員，及川会員，伊藤会員，川田会員，川本会員，鬼頭会員，河野会員，泉水会員，高橋会員，土田会員，野原会員，村上会員，由布会員，
【公正取引委員会】杉本委員長，山本委員，三村委員，青木委員，小島委員
【公正取引委員会事務局】
山田事務総長，粕淵総括審議官，山田政策立案総括審議官，
諏訪園国際審議官，菅久経済取引局長，東出取引部長，南部審査局長，
松本経済取引局企画室長，高居取引調査室長，塚田調整課長，
藤井経済取引局総務課長
4. 議題 ○ 独占禁止法改正法案の閣議決定等について
○ クレジットカードに関する取引実態調査について
○ 地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて
○ プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について

○伊藤会長 それでは，第212回独占禁止懇話会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして，ありがとうございます。

それでは，本日の議題の紹介をさせていただきたいと思います。本日の議題は四つございます。1番目は，独占禁止法改正法案の閣議決定等につきまして，2番目は，クレジットカードに関する取引実態調査について，3番目が，地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて，4番目は，プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応についてでございます。

これら四つの議題につきまして，公正取引委員会から説明をしていただ

き、会員の皆様から御意見を聴取することを予定しております。

なお、杉本委員長は、本日国会での業務がございますので14時半ごろに退席いたします。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。独占禁止法改正法案の閣議決定等についてにつきまして、松本経済取引局企画室長から説明をお願いいたします。

○松本経済取引局企画室長 本日はどうぞよろしく申し上げます。法案を担当しております企画室長の松本です。それでは、説明の方は座ってさせていただきます。

まず、一つ目の議題といたしまして、独占禁止法の一部改正法案（概要）を御覧いただければと思います。この資料に沿いまして説明を進めてまいります。

表紙のサブタイトルにありますとおり、今回の独占禁止法の改正の中心となりますのは課徴金制度の見直しでございます。こちらの課徴金制度の見直しにつきましては、公正取引委員会の下で平成28年2月から独占禁止法研究会というものを開催しまして、学識経験者の方、関係各団体の方々に御議論をいただきまして、その結果を平成29年4月に報告書としてまとめていただいたところでございます。その報告書におけます各提言を踏まえまして、その後、我々の方で検討を進めてきたところでございます。

この資料のまず1枚めくっていただきますと、今回の課徴金制度の見直しを中心とする改正の中身の現状の課題と問題意識でございます。現状の課題といたしましては、課徴金制度につきまして、現行一律かつ画一的に算定・賦課するものとなっているということがございます。そのために、第1には、最近では事業者の多くの方々がコンプライアンスに一層前向きになってきているということがございまして、課徴金減免制度を利用して、公正取引委員会の調査に協力をして再発防止を進めたいというふうを考える事業者の方も増えております。しかしながら、現行の減免制度ですと、調査協力の度合いにかかわらず一律の減算率になるという点がございます。

また、違反行為の実態に応じた適切な課徴金を課することができない場合

があるということもございます。こうした現状の課題に対処いたしますために調査協力インセンティブを高める仕組みを導入すると。その中で事業者と公正取引委員会が協力して効率的、効果的に実態解明を進めていく、また、適切な課徴金を課せるようにすることで改正法案の中身等を検討をしてきたところでございます。

これによりまして、最終的には公正取引委員会としてこの法案、また、その法案が出来上がった以降の執行に基づきまして公正かつ自由な競争による経済の活性化、そして、消費者利益の増進を図っていきたいというところでございます。

具体的に今回の見直しの内容について見てまいりたいと思いますが、2ページを御覧ください。

まず、課徴金制度の見直しとしまして、現行の課徴金制度、特にカルテルや入札談合を禁止している不当な取引制限、こちらの観点から御説明申し上げます。

現在の課徴金制度、課徴金の額がどのような形で算定されるか、先ほど一律、画一的に算定・賦課されるというふうに申し上げましたが、2ページ目の上の算定式となります。課徴金の額は、算定基礎としまして、カルテルや入札談合の対象となります商品・役務の売上額というのが算定基礎となります。これに一定の算定率を掛け合わせます。そして、課徴金減免制度の利用があれば、その下で一定の減免を行うということで、最終的な金額、課徴金の額が決定されるということになっております。

このうちのまず算定基礎、算定率の見直しについて説明を申し上げます。算定基礎につきまして、一つ目は、算定期間の延長等を今回改正法案の中に盛り込んでおります。現在の算定基礎ですと、一番上の式にございましており、違反行為がどんなに長く行われたとしましても、課徴金の対象となります売上額を見る期間としましては、最長で3年間となっております。この点を見直しまして、この算定基礎の四角囲いにございましており、今後、調査開始日の10年前まで遡って、この算定基礎を入れていけるようにしております。

また、併せまして、除斥期間、違反行為がなくなってから公正取引委員

会が措置が採れるまでの期間ですが、現行5年となっているものを7年に延長しております。

また、このように期間を延長いたしますと、事業者によっては会計帳簿等、資料が散逸するというので、一部の期間の売上額が分からないといった場合も想定されるわけですが、その場合には現存するような資料等から、この不明な部分の売上額等を推計するという規定も併せて盛り込んでおります。

続きまして、算定の基礎の追加でございます。現在、カルテル、入札談合の対象となりました商品・役務の売上額となっておりますが、ここに含まれないようなものがございまして、これで適切な課徴金が課せていないのではないかとということで、今回大きく3点この算定基礎として追加しております。

一つ目としましては、この対象商品・役務を供給しない、例えば入札談合において落札をしないということの見返りとして、何らかの経済的利得を得る、談合金のようなものを得るといったものを今回対象としております。

また、そうした経済的利得の代わりに、この違反の対象商品に密接に関連する業務として生じている売上額、下請受注等を別途受注をしまして、そこで売上げが立っているような場合、これも算定基礎に含めるということをしております。

更に3点目、これは違反行為をグループ企業単位で見ているという流れでございますが、違反事業者、カルテルに参加している事業者から指示や情報を受けた一定のグループ企業、完全子会社等でございますけれども、こちらの方に売上額が立っている場合、これも算定基礎として含めるというものでございます。今まではカルテルに参加していない子会社が親会社から指示を受けてそのとおりにしているだけだと、算定基礎この対象とはなっていなかったのですが、これを今回新たに対象に含めるというのが改正の中身となります。

最後の点、調査開始日前に違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課でございますが、現在違反行為が行われ、公正取引委員会の調査が開始

された後にこの違反事業を子会社等に承継した場合、子会社等に対して課徴金納付命令を課すという規定がございますが、これを調査開始の前後にかかわらず、事業を子会社が承継した場合には、子会社に課徴金を賦課していくということで、合併の場合の命令先と同様にそろえるということをしております。

次に、算定率、右側の方にまいります。算定率としましては、基本的には10%です。製造業に10%という率がございますけれども、それ以外に幾つかの算定率がございます。まず一つ、中小企業算定率です。これは、小規模事業者に対する算定としまして、通常10%のところ4%などの低い率の設定がございます。こちらにつきまして、この適用となる対象を限定するということをしております。

具体的には、実質的な中小企業に限定するということです。違反行為をした事業者におきましては、大企業グループに属して形式上、従業員数、資本金等において規模的に中小企業に該当するといった場合もございますが、大きくグループ単位で見ますと大企業グループに属するというものもございまして、こうしたものにつきましては基本の率で対応すると。中小企業算定率は飽くまでも実質的な中小企業に限るというものでございます。

その次が、業種別の算定率です。製造業等10%のほかに、卸売業、小売業につきましては、別途低い率が適用となるということでございますが、今回これを廃止いたします。そして、基本算定率に一本化するということにしております。

その次の軽減算定率ですが、違反行為を開始して2年以内に違反をやめた場合につきましては、10%より低い率が適用となっておりますが、その制度の趣旨としましては、違反を開始したとしても速やかに違反をやめてもらうためのインセンティブとしてこうした設定をしていたわけなのですが、実際に適用となるものとしましては、例えば入札談合の場合に、入札資格を失ってしまったので違反に参加できなくなったというような制度の趣旨に沿わない形でも、軽減算定率適用になるということで今回廃止をしております。

その次の割増算定率でございます。現行制度におきましても、違反行為

を主導した者、それから違反行為を繰り返した者につきまして、通常よりも高い15%という割増しされた算定率の適用がございます。こちらについて、追加ないし整理をしております。

一つ目として、主導的な役割の類型を追加しております。公正取引委員会が具体的な違反の被疑事実を発見しまして、調査を開始したとき、この違反の事業者の中で調査妨害を、隠蔽をする・仮装をするといったことを違反行為者、違反のグループの事業者に要求をする、指示をするといった場合に、この要求、指示をした者を主導的役割として割増しをすることにしております。

次の繰り返しの違反行為の適用整理ですが、まず一つ目は、これは違反行為を行う事業者によっては、同時並行的に違反をする場合もございますが、この場合に最初の違反について課徴金納付命令が出されるよりも前に別の違反についてやめていたといった場合には、2回目の命令を出す際に、繰り返しの割増しとしないということがございます。

その次が、繰り返しの追加でございますけれども、過去10年以内に納付命令を受けた完全子会社、その親会社であると、10年以内に完全子会社が一度命令を受け、その後10年以内に親会社が命令を受けた場合は親会社の違反について割増しをするというもの。

また、違反事業者から違反事業を承継した後、違反を更に行った場合についても、繰り返し割増しというのを適用するということがございます。

次に、課徴金制度のうちの課徴金減免制度、こちらの見直しの内容でございます。資料の3ページを御覧ください。

3ページ目のまず右側の方に現行制度がございます。現在の課徴金減免制度は、減免の申請の順位、順番によりまして一定の率が減額、免除されるという形となっております。また、適用となる事業者の数につきましても、5番目までに限定をされております。

こちらを見直しまして、先ほど申し上げました事業者の調査協カインセンティブを高める仕組みを導入するために、3ページの左側の図、改正後の図のように枠組みを変更しております。

申請順位に応じました減免率というものは一定程度枠組みは残しており

ます。ただ、その率については、現行よりもより低い設定としております。

一方で、事業者の協力度合いに応じた減算率というものを追加いたしまして、例えば公正取引委員会の調査開始日前、事前申請順位が2位のものにつきましては、現行50%でございますが、これを全体としましては最大60%まで減額が受けられるようにし、その中で申請順位に応じた減免率が20%、そして、協力度合いに応じたものが最大40%というような設定をしております。

また、この減免の申請をする申請者数につきましては上限を撤廃いたしまして、調査に協力をする、申請をする者につきましては全てその機会を付与するという形にしております。

具体的にこの協力度合いに応じた減算率、どのように決定していくかにつきましては、事業者の側から調査協力の内容を示していただき、それに対して公正取引委員会が具体的な減算率の賦課について提示をするということで、両者の協議においてこれを決めていくという仕組みを入れております。具体的には4ページの方の流れ図を御覧いただければと思います。

現行どおり、課徴金減免制度をもとに減免申請を事業者の方にしていただきまして、その後調査協力を行うということで協議開始の申出をしていただきます。

協議開始の申出がございまして、公正取引委員会、事業者双方で協議を行いまして、調査協力の内容の提示を頂き、公正取引委員会から減算率の提示をし、協議が調いますと、協力内容、減算率について合意をして、そのもとで事実や証拠を提出していただき、最終的な課徴金納付命令の段階で、決めた協力度合いに応じた減算率を含めた減算を行った命令、課徴金を下すということでございます。

さらに、具体的にこの協力度合いに応じた減算率をどのように決定していくかにつきましては、今後、法律が通った後でございますが、その協力内容の評価方法に関して、ガイドラインとして考え方を明らかにするよう考えております。

具体的なガイドラインの方向性としましては、事業者が自主的に提出する証拠につきまして、その証拠の内容等が実態解明にどの程度資するかと

いう点を評価すること、そして、評価対象となる情報を示しまして、それに応じた評価をするということを示していきたいというふうに思っております。

その他の改正事項としましては、4ページが一番下ですけれども、課徴金の延滞利率の引下げ、それから、検査妨害罪の法人等に対する罰金額の上限の引上げ、犯則調査手続における電磁的記録の証拠収集手続の整備等、こちらの方を併せて行っております。

以上が改正法案の具体的な主要な内容となります。

最後のページ、5ページでございますが、こちらの方で課徴金制度の見直し、法案の作成と併せて検討してきました、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に対する対応につきましても説明を申し上げたいと思います。

今回、課徴金制度を改正する見直しをしますと、事業者の側は公正取引委員会の調査に協力をするインセンティブが高まるということで、調査協力を事業者としても効果的に行っていこうということから、外部の弁護士の方に相談をするニーズが高まるというふうに考えられます。

このために、新たな課徴金減免制度、これをより機能させる観点、それから、他法令への影響が生じないようにするというような観点も踏まえまして、独占禁止法に固有の制度である課徴金減免制度に関連付けまして、不当な取引制限の行政調査手続を対象としまして、独占禁止法76条に基づきます規則それから指針等によって、この制度を整備したいというふうに考えております。

このいわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権で対応する内容としましては、不当な取引制限に関しての法的意見につきまして、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記載した文書、これで一定の要件を満たすことが確認されたものについて、審査官としてアクセスをすることなく、速やかに事業者に還付をするという手続を定めることを考えております。

対象となる文書につきましては、事業者から弁護士への相談文書、弁護士から事業者への回答文書、それから、弁護士が行った社内調査に基づく法的意見が記載された報告書ですとか、弁護士の出席する社内会議、そのもとで弁護士との間で行われた法的意見のやりとりが記載されました会議

メモですとか、そういった内容でございます。

一方で、弁護士との間で行われる法的な意見、相談の前から存在するような資料、いわゆる一次資料といわれるもの、それから、事実を収集して取りまとめたような事実調査資料などにつきましては、この対象としないということでございます。

そして、より具体的には不当な取引制限、カルテル、入札談合の疑いで公正取引委員会が立入調査を行った際に、事業者からこの取扱いの求めがありました文書につきましては、立入検査を行った審査官が、文書について適切な保管がなされているかなどの確認を行った上で提出命令をしますが、その文書の中身を見ることなく審査局の外にいる者と、ここでは仮に判別官としておりますけれども、こちらの方に持ってまいりまして、その者がその文書が確かに弁護士とのやりとり、法的意見の含まれた文書であるかどうかということとを判別するという手続を設けることとしております。

これによりまして、事業者にとってはこの配慮を求める文書が審査官に見られることなく済む。また一方で、公正取引委員会にとりましては、この判別手続によって制度の濫用が行われないように、弁護士との相談記録だと言いつつ、具体的な事実が含まれていた資料があるというようなことのないようにということで対応していこうというふうに思っております。

5ページが一番最後ですけれども、このほか課徴金減免制度の申請者の従業員の方などにつきまして、供述聴取終了後、その場でメモを作成していただくことができるようなことを指針の中で追記をしていきたいというふうに考えております。

私の方から今回の概要は以上です。

法案につきましては、一応、改正の施行時期については、公布されてから1年6か月以内に政令で定めるというふうにしております。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問あるいは御意見、どうぞ御自由に御発言いただきます。どうぞ。

○天野会員 本日は丁寧な御説明を頂きましてありがとうございました。

今回の見直しですけれども、私はやはり法令に違反するような事案の全容説明、これを図る上でこういった改革、非常に有効であるというふうに思いますので、そういった点でも評価させていただける意義ある見直しだというふうに思っております。

その上で、これは若干言わずもがななことかなとは思いますが、御説明にもありました、協力内容に関するガイドラインですけれども、これはやはり企業側が証拠内容の評価基準などについて、曖昧で分かりづらいというような受け止めをされてしまうと、なかなか実際の積極的な協力につながっていかないというおそれもないわけではないと思います。

ですので、当然のことですけれども、やはりガイドラインの内容、趣旨が企業側にとって具体的にイメージしやすい、分かりやすいものになるよう、ガイドラインの整備に是非力を入れていただければと思います。

以上です。

○伊藤会長 では、依田さん。

○依田会員 どうもありがとうございました。

私も制度の趣旨に関しまして大変賛成でございまして、やはり背景としては今、公正取引委員会が扱う案件も、国内というよりは国際的な案件が多くなってきていまして、そうなってくると各国の課徴金というのはどういう相場感で動いているかというのが非常に重要な動きになってきて、一概に数字は比べられないのですが、やはりヨーロッパ等が最近1件の事件で扱う課徴金の規模と、国内で場合によっては昔は2桁違ったのですが、今でも1桁違う感覚がありまして、端的に言えば欧州委員会がグーグルに与えた課徴金は3,000億円という単位になっておりますが、日本では恐らく1事件の最大額が数百億円、正確に言うと300億円程度、一企業で見れば100万円少々だろうと思っていて、そういう中において、こういうような課徴金制度が、やはりペナルティを事前的に予防的な効果を踏まえて持つという点では非常に効果があると思っています。

すみません、ちょっと背景事情が長くなったのですが、私が興味があるのは、こういうような今回の課徴金制度の見直しの内容で、実際に今まで起こり得た課徴金に対して、こういった新しい課徴金の見直しをやると、

どの程度の相場感として課徴金が増額されるのか。何かそういうシミュレーションがありましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 どうぞ。

○松本経済取引局企画室長 御質問ありがとうございます。

我々の方で今回見直して、基本の算定率の方は10%据置きなのですが、一方で先ほど説明したように違反行為の期間、これを具体的にとらまえられるようにということで、具体的には調査開始日の10年前まで遡れるようにということでございます。

これまで3年間であったものが、10年前まで遡れるということで、もちろん10年近く続く事案というのはそんなに多くあるわけではないんですけども、それでもそこで違反を行うと、それによって不当な利得が生じるということで、それを抑止していくための手当をしております。

具体的にどの程度課徴金の額として影響を及ぼし得るかという点については、これは具体的な事案の発生状況、中身にもよりますので確たるところは申し上げられませんが、過去3年間であったものが10年遡って行い得るということも含めれば、今回の課徴金制度全体として強化されるといいますか、そういった改正がなされるのかなというふうに思っております。

○伊藤会長 では、村上さんどうぞ。

○村上会員 課徴金の問題について、私はこの席で何度とも話させてもらっているのですが、三つばかりにまとめて話させてもらいたいと思います。

基本的には、私は大変価値のある改正法案で、研究会の報告よりも現時点ではよいものできていると思います。

それで、第1点はカルテルについてですけれども、多分この算定方法で通用するというか、違反对象商品売上額に基本算定率10%を乗じると。それから、有益性によって加算率を決め、調査協力によって減算率を決めて、最終的に課徴金額を決定するという、その方法で通用することになるかと思っております。

ただ、理論的に言うと、カルテルについてはどちらかという違反对象商品売上額に基本算定率20%ぐらいを上限として課することができるという、

いわゆる制裁金とした方が本当は使いやすい。なぜかと言うと、カルテルというのは基本的にさっきも出ましたけれども、高額な制裁金を課して違反抑止をするところに目的があるわけなので、余り首謀者に高額の課徴金を課すことはいいですけども、末端の追随者まで全部を捉えようとか、経済的利得は全て剥奪するとか、余りそこに神経質になることはないので、どちらかと言うと制裁金にした方が効率的なカルテル審査なり、カルテル規制は行われるのではないかと考えています。

それから、第2点目が今回の改正で一番価値のあるのは申立て順位のほかに、証拠価値、協力度合いということによる減額が入ったのが多分今までにないことで、一番価値のある改正事項かと思えます。

というのは、これによって、多分調査する手法が変わってくるので、今まではカルテルというのは刑事をまねた、従業員を全員呼び出して密室での取調べ方式で自白調書をとっていくというカルテル調査をずっとやっていたと。今回の手続以降は、事業者に対して社内調査を尽くして減額のための証拠を提出させるとか、若しくは事業者に報告命令を課すことを活用するという、そういう手法になるものと予想されます。単純に言って、欧州委員会が行っているカルテル調査方法とほぼ同じシステムという形になるわけです。

そうすると、その結果どうなるかと言うと、供述録取の比重というのが大幅に低下する形になるので、弁護士立会いを認めていくという環境が整備されていくというのが結論になろうかと思えます。

そこで、カルテルについては、今回秘匿特権は認められたわけなので、あと、カルテルを認めれば防御権の保障の議論というのはほぼ終わりに近づきつつあるのかなという感じがしています。

それで、その後が今回の改正法案が通った後の運用についてですが、これは欧州委員会のカルテル調査の実務を見れば、かなりのところは分かるわけです。それで、公正取引委員会のカルテル調査からはっきりしていることは、提出された証拠の証拠価値というのは途中では判断できない、審査時点ではどこから誰が来て、どういう供述、証拠を出すかもはっきりしていない感じなので、結局、審査の最終時点にならないと出された証拠の

価値は分からないし、その証拠評価というのはできないというのが明らかになっているので、そこでこれからのむしろ課題なので、証拠価値評価に係るガイドラインもそうですし、それから、その後の協議合意についての手続きやはり同じことなので、余りぎちぎち細かく定めると、下手すると自分の審査の首を絞めることになりかねないので、そこは割と柔軟な形で規定してほしいというのが、これから先の運用では一番大事なところになるかと思えます。

それから、最後の第3が、カルテルの話はしたがって今回の改正でほぼいい感じですが、実際には今、日本では足りないのはむしろ私的独占も含めて、カルテル以外の独禁法違反行為について、有効に制裁金が働いてなくて、違反抑止が図られていないというのがむしろ大きな課題なので、そうすると、やはり私はこれの前の研究会でも主張していましたが、上限金額を違対象商品売上額6%ぐらいとして課すことができるという、やっぱりそういう形の制裁金制度にするのが国際標準だし、やっぱり一番使いやすくなるだろうという気がしています。

それで、算定率を例えば公正取引委員会が課徴金を課そうとする場合には算定率を6%、4%、2%のうちから選択できる制度という形、どういう意味かという、違反行為の性質として、やっぱり競争法上カルテル以外でも悪質な行為というのは割とはっきりしているので、いわゆる排除型私的独占に当たる行為とか、共同の取引拒絶とか、垂直的価格制限とか、そういうのが違反行為の性質からして、制裁金の対象行為になると。それから、その行為の重大度から見て、さっきの6%、4%、2%という算定率のいずれかを選択するという、そういう形の制度が国際標準の制裁金制度のものなので、そういう意味でカルテル以外の行為では、むしろ有責性とか調査協力というのは補助的な考慮要因になるわけなので、その辺を加味して国際標準的な制裁金制度というのを作ってほしいと、これは今度は最後になります。

したがって、課題は、これから先に残されているわけなので、今施行された後、これから先2年ぐらいはやっぱり実施状況を見守らざるを得ないという、そういう形になるかと思えますが、私は2年後頃には、その実

施状況を見た後には、手続法上の論点というのを一気に解決できる多分いい時期が来るんだろうと思います。

何を言っているかという、国際標準の競争法のように、課徴金制度はもう3条違反全体に対するいわゆる制裁金制度という、今の課徴金というのは、制裁金では厳密にない形になりますから、きちんと上限価格のもとでの制裁金額に直すと。

それと同時に行政調査全体について秘匿特権、弁護士立会いを認めるという形で防御権の保障についても決着を付けるという、それが多分長期的に見ると一番いい制度になるので、それを今回の改正は、だから非常にいい改正ですと、これで実際にやってみて、ただ、これで終わりではないので、最終的には本当に国際標準の制裁金制度を日本も入れていくべきであろうと思います。というよりも、私は大体20年間ずっと同じようなことを議論をやってきた者なので、そろそろ最終決着は付けてもいい時期になってきているのかなという気はしています。

○川本会員 ありがとうございます。課徴金を実態に合わせるという改革で、有効な改正というふうに拝見しました。

今、依田先生も村上先生も専門的な見地から御発言なさったことなのですけれども、企業活動にとってグローバルな活動はますます大事になっています。法制度がグローバルな考え方とか、行動様式を取り入れていくことは大事で、このたび弁護士の秘匿特権を認めるということには賛意を表したいというふうに思います。

是非いろいろなほかの制度で、好事例としていろんなケースに参考にされるような事例を作っていていただきたいなということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○伊藤会長 では、泉水さん。

○泉水会員 ありがとうございます。私も基本的にはほぼ同じ意見なのですが、まずは、この改正法案につきましては、私も独占禁止法研究会のメンバーでありましたのでこれまで頑張ってくださいまして、ここまで持ってきてくださいまして大変ありがとうございます。是非とも成立していただければと

思っております。また、法案も大変いいものになっていて大変感動しております。

また、立法技術でも、非常に精緻で緻密な法律要件とかいろいろなものを、非常に複雑な日本語の文言で書くというのは大変だったと思うのですが、その点でも大変感謝しております。

ということで、そういうことを申し上げたいのですが、1点だけ申しますと、今回独占禁止法研究会報告書において提言等をされたけれども、入っていないものもあるのですよね。

例えば、国際市場分割カルテルにおいて日本に売上額がない外国事業者に対する課徴金を課すという問題とか、それから、外国において日本の独占禁法を適用する、いわゆる域外適用をする場合に、外国の競争当局も課徴金や制裁金を課す場合のその課徴金の調整の問題、これらについては今回は導入を見送られたのではないかと理解しております。

それから、調査妨害をさせる行為は課徴金の増額の対象になっていますが、調査妨害自身は課徴金の増額の対象になっていなくて、もちろん刑事罰が増えてはいますが、課徴金という形では調査妨害は対処できないという形に今回なっているようにも見えます。このあたりはどういう理由かわかりませんが、あるいは課徴金制度に関する理解がいろいろとあったのかもしれませんが、少なくとも最高裁判決の課徴金制度の理解では、このような一連の問題等につきましても、特に導入することに支障がないように私は理解しています。多分少なくとも学者一般はそう考えていると思いますので、このあたり今後更に検討していただければというふうに思っております。

さらに、先ほど村上先生がおっしゃった単独行為に対する課徴金等のエンフォースメントの問題というのは、この次の段階で更に問題になると思います。このあたりも引き続き検討していただければと思います。

以上です。

○伊藤会長 後でまとめてということで、まず土田さん。

○土田会員 法案提出までに大変なエネルギーを注がれたと思いますので、そのことに対しては敬意を表しておきたいと思います。

私も基本的に法案の全体に賛成でございます。この法案ができるまでに
どういう経緯をたどったか改めて振り返ってみると、もともとは裁量型課
徴金制度というものを導入するとかしないというようなことが新聞紙上で
語られていたかと思えます。しかしそれは、独禁法研究会の場で早々に消
えたと理解しております。義務的賦課方式を維持した上で、合理的裁量
をリニエンシーの協力度合いに応じた減算率といったようなところで見ると
いうぐらいに落ち着いたのだと思えます。

そして、2017年4月に独占禁止法研究会の報告書が出ました。私もこの
報告書を子細に読んでみると、先ほど泉水先生が言われたように、報告書
にはかなり詳しく書いてあって、こういうものを提案しているのだけれども、
そこから落ちたものは結構あるように思います。

一つは、先ほど言われた国際市場分割協定で、国際価格カルテルであれば、
日本で国内で売上げがあれば、それはもちろんそれをベースにして課
徴金を課すわけですけれども、市場分割協定の場合には外国企業は日本市
場では売上げがないわけですから、これは課せないということになって、
これが一つであります。

それから、もう一つは、談合の一方的協力者、これはもちろん談合金を
受け取っていたり、下請受注していたりすれば、それはそれをベースにし
て課せるわけですけれども、例えば将来受注予定者になるために、現在は
協力しておくということだけであれば、これも一方で協力者だろうと思
いますけれども、それは違反行為者になるかどうかちょっと微妙なケースも
あるかと思えますけれども、違反行為者であっても課徴金は課せないとい
うようなことが出てくるので、何か今回の法案、不当な経済的利得の存在
にちょっとこだわり過ぎているような面がないのかなという気がします。

2005年の改正以降は、不当な利得はもちろんそれを目安にしてそれを上
回る課徴金を課しないと違反抑止につながらないわけですから、目安とし
てはあったわけですけれども、流れとしては、不当な経済的な利得を剥奪
するということから、違反抑止の方向へ動いてきたというふうに私は理
解しておりますけれども、ちょっとそれが今回壁にぶつかっているのでは
ないかなという懸念を一つ持つということでございます。

○村上会員 いいですか、一つ追加で言わせてください。

今回の課徴金制度の見直しで、全部完璧にけりが付いたと思う人は誰もいないのであって、したがって、私も課徴金というのは基本的に条件方式で課することができるという制裁金にしなれば、全ての問題は解決しないので、今指摘されている問題もむしろこの次の改正のところで、きちんと制裁金として処理するという形になって、今回で全部をけりを付けることは当然できないだろうということになるかと思えますけれども。

○伊藤会長 ほかに御発言ありますか。

では、河野さん。

○河野会員 ありがとうございます。御報告いただきました今回提案された課徴金減免制度の見直しに関しましては、現状の課題解決のために有識者の皆さんを含めて、それなりの期間に検討され、柔軟かつ機動的な対応を目指しているということで、この方針には賛同いたします。

ただ何というんでしょうか、その市場を利用している消費者から見ますと、この制度を効果的に機能させるための取組として、幾つか新しい制度上のルールが入りました。弁護士・事業者秘匿特権、それから、聴取後のメモ作成とかありまして、こういった条件整備は、制度の運用の改善に効果があるということで、こういったこととともに改善されていくということ否定するものではありませんけれども、独禁法違反というのは、本来あってはならない違反行為であって、最終的には独禁法の目的を中心に据えた制度の構築をお願いしたいと思えますし、不当な行為が行われて、公正取引委員会からの指摘がなければ是正に至らないという状況こそが大きな問題だというのは、消費者から改めて申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○伊藤会長 事務局の方から今までいろいろ御意見が多かったと思うのですが、何かあれば。

○松本経済取引局企画室長 いろいろな御意見どうもありがとうございます。

まず、簡単に申し上げますと、天野会員と村上会員の方から今後の調査協力に関する減算のガイドライン、考え方につきましては分かりやすく、

あるいは柔軟にと、様々な御意見あるかと思えますけれども、今後具体的に法改正がなされた後に、我々としてもしっかり関係の方の御意見も聞きながら進めていきたいと思えます。

それから、独占禁止法研究会で御提言を頂いて実現できなかったものがあるということは正におっしゃるとおりでございますが、我々としてもここは具体的に法制的に成り立つかどうか検討いたしましたが、法制上の課題がなかなか乗り越えられなかった部分も事実でございます。

また、村上会員から制裁金というような具体的なお話もございましたけれども、我々としては、まずはこの現在出している法案、成立いただいてこれを運用していくということで、その後また更に改善が図れる部分があれば、その先を考えていきたいというふうに思っております。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、その次の二つ目の議題でありますクレジットカードに関する取引実態調査につきまして、高居取引調査室長から説明をお願いしたいと思います。

○高居取引調査室長 取引調査室長をしております高居と申します。

本日は、クレジットカードに関する取引実態報告書について御説明いたします。座って失礼します。

お手元の資料のうちの横長の（概要）と書いておりますパワーポイント資料を御参照いただければと思えます。

1枚めくっていただきまして、時間の関係で調査趣旨等については省略いたしまして、その下の2ページ目、クレジットカードに関する取引の概要から御説明したいと思います。

会員の皆様方もクレジットカードについてはふだなじみのある世界だと思えますけれども、取引に関して申し上げますと結構複雑なところがございまして、まず大きく分けて左側と右側のパターンに分かれます。左側は国際ブランドと我々呼んでおるのですが、これは海外でインターナショナルブランドというふうに使われているものではございまして、通常はペイメントネットワークオペレーターとか、ペイメントネットワークプロバイダーというような呼ばれ方をしております、これは何かと申します

と、クレジットカードは国際的な決済ネットワークが必要でございまして、これを持っている人が国際ブランドと呼ばれております。

その上で、自らクレジットカードを発行したり、加盟店の管理を行っているものがございます。具体的には、日本では例えばJCB、インターナショナルでは例えばアメックスなどが該当するわけですが、これが左側のパターンになります。

他方、このペイメントネットワークの管理やブランドのルールというものに特化したものもございまして、具体的にはVISAやマスターカードでございます。これが右側のパターンになります。

この右側のパターンの中にも上と下で二つに分かれておりまして、あるクレジットカードが使用されたときに当該カードを発行したクレジットカード会社とそのお店の管理をしている会社と同じ場合と異なる場合がございます。同じ場合が上のパターンになりまして、異なる場合が下のパターンということになります。

今回、クレジットカードに関する実態調査ということでございますが、主にこの国際ブランドとクレジットカード会社の取引に焦点を当てて調べておりまして、左側のケースですと、これは自ら発行している分にはその取引はないわけですが、中にはJCBやアメックスがクレジットカード会社を通じて発行されている場合もございますので、そのときは国際ブランドとクレジットカード会社の取引がございます。

右側のパターンにつきましては、あらゆる取引において国際ブランドとクレジットカード会社間の取引があると、そういう状況になっておりますけれども、この国際ブランドとクレジットカード会社の取引を中心に、今回調査を行いまして、大きく六つの提言を行っております。

提言の内容に入る前に、全体的なところで一つ4ページを見ていただきまして、今申し上げた国際ブランドとクレジットカード会社の取引でございますけれども、この両者の関係がどうなっているかというところでございます。

ここで円グラフが幾つか並んでおりますけれども、結論といたしまして、一定の国際ブランドはクレジットカード会社に対して取引上優越した立場

にある可能性が高いということでございます。こういった調査結果を前提に六つの提言を行っているところでございまして、順に申し上げますと、まず最初が5ページでございます。

先ほど申し上げたとおり、特定の国際ブランドはクレジットカード会社に対して強い立場にあるというところで、そういった取引上の地位を利用して契約内容を一方的に不利益に改定するようなことがあれば、優越的地位の濫用に該当するおそれがあるということで、ここで一つ提言をしております。

もちろん国際ブランドがグローバルに展開しておりますので、個々のクレジットカード会社で相対でなかなか契約を変えるということが難しいと、グローバルに一斉に特定の新しい仕組みを導入したりするということはあると思いますので、その一方的な改定それ自体を問題視しているというよりはその結果、クレジットカード会社が不利益を受け、その不利益が正常な商慣習に照らして不当なものであれば優越的地位の濫用になる可能性がありますよということで、ここで書いてあるようなことに気を付けてほしいと、そういう提言が一つ目でございます。

ちょっと駆け足で恐縮ですけれども、次の二つ目の提言と三つ目の提言が非接触型決済手段の搭載に関するものでございます。非接触型決済手段といいますとなかなか聞きなれないと思いますが、日本で一般的に*S u i c a*や*P A S M O*等の交通系ICとして普及しておりますタッチ決済、これが該当するものでございます。

ただ、御案内のとおり、日本で普及しておりますタッチ決済はソニーが開発した*F e l i c a*という技術に基づいておるものでございますが、これは残念ながら海外ではほとんど使用されておりません。

海外では、多くのクレジットカードにタッチ決済のできる機能が付いておるのですが、それがタイプA、タイプBと呼ばれる別の規格でございまして、この両者には互換性がないというところでございます。

したがいまして、私どもが海外に行っても電子マネーで決済しようと思ってもできないと。また、逆に海外でその機能が付いているクレジットカードを持っている人が日本にやってきて、買物をしようとしてもタッチ決

済ができないと、そういう状況になっております。

そのため、国際ブランドとしては、いわゆる国際標準となっているタイプAやタイプBの機能を日本で発行するクレジットカードにも搭載させたいと。また、国内のお店にもそれが使える端末を普及させたいと思っていると、そういう背景のもとでこの提言の2と提言の3が出てまいります。

具体的にどういうことかと申しますと、そういった新しい機能をクレジットカードに搭載して、また、その端末を普及させるにはコストがかかるわけございまして、この費用負担をどうするのかという問題が1点、もう一つは、この新しいタッチ決済のできる機能を搭載するときに、今現在、日本で発行されているクレジットカードの中には電子マネーが載っているものもたくさんございます。この際に競合関係になってきますので、そこをどうするのかというのが二つ目の問題でございます。

そして、一つ目の費用負担に関しましては、6ページのところにございまして、日本のクレジットカード会社の中には、今普及していないものでございますので、これの費用を負担するということには、かなり費用負担が大きいので抵抗感もあるところは事実でございます。

したがいまして、国際ブランドが取引上優越している立場を利用して、例えば全額負担させるというようなことになってきますと、独禁法上の優越的な地位の濫用の問題が出てくるというところが1点目でございます。

もう一つが次のページでございまして、2点目の問題として、国際ブランドが自社ブランドのクレジットカードに、この新しいタッチ決済のできる機能を搭載する際に、日本の電子マネーを排除するというようなことになってきますと、これも独占禁止法上の問題が出てくる可能性があるというところが二つ目の指摘でございます。

以上が非接触型決済の部分でございまして、次にまた大きく話が飛びまして、8ページのところでございます。

最近、このMFN条項というのがいろいろ報道でも出ておりますけれども、いわゆる最恵国待遇と呼ばれるものでして、これがクレジットカード取引についてはどういう形で表れるかというところでございますけれども、具体的にはクレジットカード会社が各国際ブランドのクレジットカードを

発行するに当たって、よくキャンペーンを行っております。入会するときに何千ポイント付けますというようなことなのですけれども、このときに例えば特定のブランドについてポイントを上乗せすると、そういった差別化を行うということがあるわけがございますけれども、このMFN条項がございますと、その差別化ができなくなる場合があるというところでございます。

ただ、調査の結果はこのようなMFN条項の問題があると回答しているところは非常に少なかったわけですが、可能性としてはそういうこともございますので、我々としても一応念のためそういったことがないようにという提言をしておるところでございます。

続きまして、次のページの外貨建て決済サービスでございます。これは非常に背景が複雑で恐縮なのですけれども、右側にちょっと絵が描いてございますので、これをちょっと御覧になりながら聞いていただければと思います。例えば我々、海外で買物をいたしますと、一般的には現地の通貨で決済がなされて、1か月後ぐらいに日本に帰ってきてから円に換算されて請求をされるということになるかと思っております。これが右側の外貨建て決済サービスの利用がないパターンでございます。

これに対して、外貨建て決済サービスというものを現地のクレジットカード会社が加盟店や両替事業者と提携をして行っている場合がございます。買物をした際に円でも決済できますけれどもどうしますかという選択肢を提供された御経験のある方もいらっしゃると思っております。これが外貨建て決済サービスでございまして、その買物をした時点で円で決済額が確定すると。ただ、その代わりにその分の手数料を請求されるというものでございます。

これを日本のクレジットカード会社が約31%提供していると言っております。これは日本のクレジットカード会社が提供するということは、この提供を受ける人は日本にやってきた外国人ということになります。今、概要の説明では、我々が外国で使う場合についてお話をいたしましたけれども、日本のクレジットカード会社がサービスを提供しているということで今回調査をしておりますので、これは訪日外国人がこのようなサービス

を受けるということになるわけですが、つまり例えばアメリカ人が日本にやってきた場合に、日本のクレジットカード会社が加盟店等と提携して、このサービスを提供していれば、買物をした時点でドルで支払額が確定すると。そのかわり手数料を払うというものになるわけですが、ここで国際ブランドとの関係、どういう関係が出てくるかということでございますが、実は、国際ブランドは自社のブランドカードが決済されると、その決済されるたびにクレジットカード会社から手数料を受け取っております。いわゆるロイヤリティのようなものと御理解いただければと思うのですが、これが日本のクレジットカード会社が外貨建て決済サービスを行うと、行わない場合に比べて割高になるという話がございます。

この左側の真ん中あたりに外貨建て決済サービスに関する主な意見というところで、クレジットカード会社の意見が出ておりますけれども、このようにサービスを提供すると高額になって、その理由がよく分からないと、そういう不満が出ていたというものがございました。

他方で、国際ブランド側はどういう理由でそうしているのかといいますが、この下に二つ書いておりますけれども、余り説得的ではない回答でございました。もちろん手数料を幾らにするかというのは、基本的には自由に決められるわけでございますけれども、この下の方で書いておりますけれども、提供するサービスと内容との関係で、余りにバランスの悪いようなものであれば、先ほどから申し上げているとおり、国際ブランドの方が立場が強いということもございますので、そういった点は留意する必要があるということでございます。

もう一つ、こういう割高な手数料を取られるということになりますと、この外貨建て決済サービスを提供するインセンティブが損なわれるということになりますので、それが行き過ぎるともうサービスを提供しないということになってしまうおそれもあるわけございまして、そうなりますと消費者の選択肢も少なくなることになりますので、そういう場合は独禁法上問題となるおそれがありますというのも併せて提言しているところでございます。

最後の提言がインターチェンジフィーに関するものでございます。

このインターチェンジフィーというのも非常に聞きなれない言葉ではないかと思うのですけれども、ちょっと本文の方の36ページを御覧いただきたいと思います。

報告書本文の36ページに図で示しております、加盟店管理会社というところからカード発行会社の方に矢印でインターチェンジフィーと書いてあります。これは一定の金銭を加盟店管理会社がカード発行会社に支払うというもののなのですが、どういう場合に起こるかと申しますと、冒頭少しお話をした4社が関係するパターン、これは4社型と呼ばれておるのですけれども、このパターンのときに、つまりあるクレジットカードが使用されたときに、そのカードを発行した会社と使われたお店を管理しているクレジットカード会社が異なる場合がございます。

この左側、カード発行会社とカード会員の関係でございますけれども、これは、カード会員の方は年間費と金利などを支払うと。他方、カード発行会社はポイント等を付与すると、そういう関係にあるわけでございますが、一般的にカード発行会社というのは会員を多く獲得する必要がありますので、どうしてもポイントなどを多くして年会費等を下げると。支払超過になりがちでございます。特に日本では、年会費がないカードというのが非常に多いということもございます。

そうしますと、このポイント等を発行する原資をどこからか持ってこないといけないということになるわけですが、これが加盟店も自分の管理しているところで使用された場合はこの加盟店手数料が入ってくるわけですが、そうでない場合はこれが入ってこないということになりますので、この加盟店管理者からその一部を分けてもらおうと、そういうことでこのネットワークが成り立つというものでございます。

ただ、普通クレジットカード会社というのは、カード発行と加盟店管理両方行っていますので、もらうこともあれば渡すこともあるということで、トータルで、ネットで見ると大体多くが相殺されるという関係になるわけですが、切り取ってみますとこのような支払が行われるというものでございます。

幾ら払うかということを決めるかという問題があるわけでございま

すけれども、通常国際ブランドが標準料率というのを定めております。カード発行会社と加盟店管理会社で相談をして率を決めてやりとりをしても構わないけれども、率が決められない、決まらないというときはこの率をどうぞ使ってくださいと、そういう仕組みでございます。

ただ、調査の結果、個別に決めていますという事例は確認できず、この標準料率というのが使われているという実態でございました。

これについての一つ提言として、私どもとしてこの標準料率を公開してはどうかというところでございます。この標準料率につきましては、当然クレジットカード会社は知っておるのですけれども、加盟店や我々消費者は全く分からないという状況になっております。

ここを公開させることによってこの市場の透明性が高まって、どういう国際ブランドを選ぶかというようなところも含めて競争が活発になるのではないかということで、これを公開するということを提案しているものでございます。

これは海外ではかなり公開をされておまして、日本で公開することについて、特段我々としても大きな問題はないと考えております。もちろんこれは強制ではございませんので、最終的には国際ブランドの判断になるわけでございますけれども、我々の考え方としては公開した方がより透明性や競争という意味では望ましいのではないかというのがこの六つ目の提言でございます。

ちょっと駆け足で恐縮でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問ありましたら御発言をお願いします。

では、依田先生。

○依田会員 どうもありがとうございました。

次の議題にも関わりますが、クレジットカードとの典型的なプラットフォームが行うプラットフォームビジネスになってきて、非常に取扱いが難しくなっていくと思うのですが、何らかの不公正な取引方法というのは

先ほど御説明あったように大いに可能性としてはあり得るとは思っています。その不公正な取引方法というのを、もし今後報告書というのを何らかの事件化をして取り扱うようなときになったときに一つ心配な点がありまして、市場の画定という作業はやりますか。それに対してどの程度準備ができていますか。僕がもし取り扱われる側であるならば、やはり国際的なそうしたケースにおいて、さっき言ったように両面市場においては市場の確定は非常に難しいですし、単なるクレジットカードだけではなくて、今はもうそうした電子マネー的な非接触型の金融決済も多数出ていますので、かなりアドホックにクレジットカード市場というのを取り扱った上で、あるいはその市場画定という作業をはなから飛ばした上で、こういう議論をされているように思えるのですが、そのところ大丈夫ですか。

○伊藤会長 どうぞ。

○高居取引調査室長 今回の調査におきましては、一般的な取引慣行としてどうなのかという観点から行っておりますので、特に一定の取引分野というのを念頭に置いた上で個々の提言を行っているものではございません。

ただ、もちろん個別の審査事件になっていきますと、例えば不当な取引制限や私的独占ということになりますと一定の取引分野における、という要件がございますので、また、あるいは不公正な取引方法については一定の取引分野という文言はございませんけれども、公正競争阻害性をみるに当たって、どういうふうに競争関係を捉えるかというようなところは、当然個々に判断をしていくことになろうかと思えます。

○伊藤会長 では、高橋さん。

○高橋会員 今回の調査は誠に時宜を得たものというふうに思います。国がキャッシュレス化を進める政策を掲げておりますし、消費者、国民の利益に資する幾つかの提言がなされたということの評価したいというふうに思います。

その上で、まず三つほど御質問したいと思います。

一つ目は、資料の1ページ目になりますけれども、調査対象及び調査方法のところ、販売店の書面調査の回収率が36%と低いのですけれども、これはどのように分析されているのかということをお伺いしたいと思います。

二つ目は、その下のクレジットカード決済の動向のグラフですけれども、ここでは電子マネー、デビット、クレジットというこの三つの分類をされているのですが、最近電子マネーというのは交通系であるとか、アップルペイのようなものもそうですけれども、最終的な決済はクレジットカードで行われていて、それには国際ブランドが付いていたりする形になると思うのです。ここでの電子マネーというのは、クレジットで最終的に決済されるということをどのように考えて分類されているのか。含まれているのか、含まれていないのか。その電子マネーの中で今回のクレジットカードの調査に関わるものがどのくらいあるのかなというのを知りたいと思ったものですから。

三つ目は、質問というよりは意見に近いのですけれども、この提言の5とか6で外貨建て決済サービス、インターチェンジフィーについて触れられておりまして、これは正に私も消費者としていつも感じることです。海外に行けば、ドルで決済しますか、日本円で決済しますかと聞かれることが多いのですが、それについて知識を持っている日本の消費者って余り多くないかもしれないと思うのですね。ただ、それが分かってくると訪問国の通貨で通常は決済するのだけれども、為替の動向によっては、日本円にしておこうかなみたいな判断をしたりするわけなのです。提言の中で特に6のところでは、インターチェンジフィーに関しての情報公開が望ましいというふうに書かれているのですけれども、私はここは望ましいというよりは、消費者基本法における消費者の権利としての二つ目、消費者が選択ができるようにすること、それから三つ目の必要な情報提供がなされること、ここに深く関わることなので、望ましいというよりはもう少し強い書きぶりにならなかったのかなというふうに思いました。

以上でございます。

○伊藤会長 どうぞ、お願いします。

○高居取引調査室長 まず、1点目の販売店の調査の回収率が約36%とちょっと低かったということでございますけれども、これにつきましては、私どもの方で、クレジットカードの使用が加盟店となり得る小売店とか飲食店とか、そういったところの名簿をちょっと民間企業を通じて入手しまして、一斉

に送付したところでございますので、この中に中小のお店も非常にたくさん含まれておりまして、恐らくそういった方々は忙しくて回答できなかったのも、こういう結果になってしまったのかなと思っております。

2点目の電子マネーのところでございますけれども、これは定義として事前支払のものがカウントされておりますので、このクレジットカード決済の部分は後払いの方の数字でございますので、電子マネーの中にはこのクレジットカード決済というのが入っていないという整理になっていると理解しております。

最近、QRコード決済というのが非常にはやっておるといいますか、よく話題になっておりますけれども、その中にはこの事前支払、即時払い、クレジットカード払い、三つが使い分けられるといいますか、三つとも使えるQRコード決済の事業者もあれば、そのうちの二つが使えるところもあつたりして混在しているようですけれども、ここでの統計は飽くまで事前払いの電子マネーの部分だけがカウントされているというふうに理解しております。

最後のところは、我々としては望ましいということを書いておりまして、もちろん法律上の何か問題点を踏まえてこうすべきというような提言であれば、もう少し強くできるところではあると思っておりますけれども、ここは飽くまでその方がより文字どおり競争という観点から望ましいということを書いております。そのため、なかなか権限に基づくものではございませんので、この望ましいというところがちょっとぎりぎりなのかなというところでございます。

○伊藤会長 どうぞ。

○高橋会員 三つ目に関連してなのですが、御承知のとおり、国際ブランド、アメックス、VISA、マスターに関しては、アメリカで反トラスト法違反に問われて、昨年最高裁の判決が出たところなのですけれども、全米11州、アメリカ政府が原告となって消費者ということを前面に出しながら、差止め請求をした。その内容は他社のクレジットカードの利用を顧客に勧めることを加盟店に禁ずる行為と、これが反トラスト法違反ということで政府、州が相手取ったのですが、VISAとマスターの方は和解に応じたのです

けれども、アメックスは最高裁まで頑張って、共和党裁判官が多い中で逆転ということで、アメックスは勝訴してしまった。申し上げたかったことは、日本でも消費者基本法ができて、消費者の権利、特にクレジット決済、キャッシュレスを勧めるにおいて、そのぐらいの心構えで、消費者の利益を、あるいは国民の利益を守っていくべきと思うので、特に国際ブランドに関してどうやっていくのかというのは、公正取引委員会だけではなくて、消費者委員会とか、消費者庁とか、いろいろなところと結びながら力を出していくべきではないかなというふうに思います。

私も以前、消費者委員会にも属しておりましたが、やっぱり消費者教育もしっかりやっていって、こういう実態をしっかりと消費者に知らせることで消費者が不当な扱いを受けている、あるいはきちんと説明をしない国際ブランドの搭載に関して選ばない状況を変えるべきと思いました。日本のクレジット会社の場合は、普通国際ブランドをどれにしますかと、幾つかあって自分で選べるようになっていきますので、消費者が選ばないことが誠実なクレジットカード会社に対しての応援になるというか、消費者利益に資するところになると思いますので、そういう流れを是非この調査をもとに作っていただきたい。私もそういう活動をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○土田会員 関連してよろしいでしょうか。

○伊藤会長 どうぞ。

○土田会員 今、オハイオ対アメックスでしたか、アメックス対オハイオでしたか、そのケースが出てきましたが、一つだけ質問させてください。あれはアンチステアリングプロビジョンという、要するにアメックスのような加盟店手数料が高いところのカードを消費者、カード保有者が使おうとしたら、いやいや使ってくれるなど、加盟店がそうじゃなくてVISAとかマスターカードとか、手数料の安いところをいろいろな手でもって、そちらのカードを使ってもらおうということを禁止する、アンチステアリングプロビジョン、それが争われたケースですけれども、この実態調査報告書、大変面白かった、興味深かったのですが、その条項については調査されなかったということでもよろしいのでしょうか。

○高居取引調査室長 御指摘の件につきまして、今回の実態調査で調査はしております。結論としては、提言にはつながらなかったのですが、二つ理由がございます。一つは正に御指摘のあったアメックスのアメリカでのケースでございますけれども、アメックスはアメリカでは最高裁判決の事実認定によりますと、大体シェアが26%少しで、アメリカで第2位という非常に有力な事業者であったということがございますが、他方日本では、シェアが10%に満たないということで、それほど有力ではなかったということが1点でございます。

もう一点は、正に土田会員に御説明していただきましたステアリングという行為、消費者に対してこっちの方が手数料が安いので使ってくれませんか。というような行為がどうも日本の小売店等では余り評判がよくないようでございまして、私どもかなりの数の加盟店に対してヒアリングを行ったのですが、そういうことは日本の小売店は行いませんよと、消費者を誘導するようなことは、お客様を大事にしていないということで失礼に当たるのでやりませんと。つまりステアリング自体を加盟店がしようとしないので、アンチステアリング自体も余り意味がないといえますか、そういう状況がございました。

その2点から、調査はしたのですが、提言としては取り上げていないという状況でございます。

○伊藤会長 野原さん、どうぞ。

○野原会員 今の話でいうと、日本の場合はまだ現金の率が非常に高いので、ショップの中にも現金のみというところも多く、クレジットカードの契約をしないこと自体がステアリングになっている気もちょっとしないではないのですが、今の話はちょっと置きまして、私の方から質問とコメントは2点あります。

今回の調査及び提言は、正にキャッシュレス支払の導入に係るボトルネックを解消することの一助にもなると思いますし、グローバル化する人々の消費行動を側面から支援するという意味で意味があると思いますし、時宜を得たものだというふうに思っています。評価したいと思います。

せっかくやった提言の内容ですので、先ほど高橋さんのコメントにもあ

りましたけれども、消費者にどうこういうことが関係するのかということを知らせるということは、一つ大変重要かと思うのですが、その周知方法をどうされているかということと、そして、これは消費者だけではなくて、加盟店の方々も千差万別で、どこまで全体の中での自分の位置付けを分かっているのかというのはどうなのかなというところもあり、是非とも加盟店の方も含めて、この件に含まれている人たちにしっかりと周知をしていくということは重要なのではないかと思うのですが、そういった周知方法等をどう思っているかということを知りたいというのが1点目です。

それから、2点目なのですけれども、今回は重要なポイントということで、国際ブランドに対する 이슈アやアクワイアラや加盟店の立場をどう守るかというような観点でのインターチェンジフィーの決め方についてというのは重要なポイントの一つになっているわけなのですけれども、日本におけるキャッシュレス支払導入のボトルネック解消ということを見ると、もう少し全体的な国際ブランドに対する点だけではなくて、 이슈アやアクワイアラや加盟店の中での取引状況における問題点についても、せっかく調査したのですから、整理をされた方がよかったのかなというふうに思いました。その辺についてどう思っているかということを知りたいですし、それによって、経産省もこのデータのもとになっていますキャッシュレス・ビジョンというものも出していて、それも関係してここでやっているかというふうに理解しているのですが、キャッシュレス支払導入のボトルネック解消と、どういうふうに連動していかれるというような趣旨があるのか。そのあたりも御説明いただければと思います。

以上です。

○伊藤会長 では、お願いします。

○高居取引調査室長 まず、広報活動でございますけれども、我々としても一生懸命行ってまいりたいと思っております。

例えば、説明会等でお呼びがかかれば積極的に行きたいと思っておりますし、雑誌等への寄稿ということも、現時点でも幾つかございますので、そういったことを通じて、積極的に広報活動を行っていきたいと思っております。

○野原会員 その点では、ちょっとこの報告書だけでは分かりにくいかなというふうに思います。消費者目線に立ったときに、例えば外貨建ての決済サービスのことについてはもう少しユーザー目線に立った形での説明をされるとか、少し工夫をしていただけるといいかなというふうに思います。

○高居取引調査室長 ありがとうございます。確かに分かりにくいという御指摘は実はこれまでも頂いておりますので、そういった説明会等の場では、もう少し分かりやすい資料を追加して説明するように努めたいと思っております。

あと、2点目のキャッシュレス全体の動きの中でということでございますけれども、私どもとしてキャッシュレスを推進する、しないを所掌事務として明確に打ち出せるような省庁ではございませんので、ただ、政府のいろいろな会議の中で、例えばこういったこの報告書について何らかの問合せを受けたり、そういった中で必要があれば説明をしたり、紹介をしたりというような取組は行っていきたいと思っております。

○伊藤会長 時間が少し遅れて、あと今、有田会員と、それから高橋会員お二人でよろしいですか。では、河野会員、今の順番で一通りお話しただいて、まとめてちょっと。

では、有田会員から。

○有田会員 ありがとうございます。先ほど高橋会員の方から出していただいた意見、全く同様に思っております。でも、うまく内容をまとめるとどういうふうにしたらいかなと思っていたところに、発言していただいて本当に助かりました。

その中で10ページにあります独占禁止法競争政策上の考え方、強く打ち出せないにしても国際ブランドとクレジットカード会社が共同して標準料率を決定する、それから、クレジット会社が共同して標準料率を用いることを決定することが独占禁止法上問題となるということは、余り私たちは意識しておりませんでしたので、それはもちろん情報がないということも含めて、そのことについて消費者団体としては、これから分かりやすい説明の仕方も含めてですが、発信していきたいというふうに思いました。意識していないというよりも、そもそも私も先ほど高橋さんもおっしゃったアメックスを2年ほど前にVISAカードやJCBを持っているにもかか

ならず、たまたま航空会社のところのロビーで勧められて契約してしまっ
て、その後にあのようなことがあったので、失敗したと思いながら解約を
しようと思っていた矢先だったので、余計なことですが以上です。

○伊藤会長 高橋さん。

○高橋会員 ありがとうございます。

私、先ほど加盟店の回答率が何でこんなに低いかを質問したのですが、
私自身の予測では、一つは消費者戦略をよく考え、カード会社対策も考え
ているような小売店、加盟店というのは答えなかったかなというのと、無
関心なところが答えなかったのかなという、そういうことを想定していま
した。

と申し上げますのは、先ほどのアメックスの問題に戻るのですが、
公正取引委員会のお答えでは、余り小売店が消費者に説明するというこ
とがないということだったのですが、私自身は個別の会社の話で恐縮ですけ
れども、ある会社のカードを長年持っていたのですけれども、小売店から
このカードは使わないでくれと言われることが多かった。何ですかと聞
くと、手数料が7%でほかは3%から5%なのにと、その分お客様に還元
したいので現金で払ってくれたら7%から10%割り引いてあげますよと、
そんな小売店もいっぱいあったのですね。

それから、欧米、ヨーロッパの方に行くとこのカードがやっぱり拒否さ
れて使えないということが多かたりなんかして、結果的には解約したの
ですけれども、そういうことがいっぱい起こると、消費者の力になってい
くという部分があるので、消費者教育をしたり、消費者に情報提供してい
くということが重要で、それが本当に国民の利益に資するものだと思います
ので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤会長 どうぞ。

○河野会員 ありがとうございます。今回の調査は非常に興味深く拝見しましたし、
これが社会に共有化されていくということが大事だと思っています。高橋
委員、それから有田委員、私も同様な見解を持っておりますけれども、今
現在、決済が非常に高度化、多様化しています。クレジットカードもワン
オブゼムで、その中の一つでしかないというふうになっておまして、ク

クレジットカードのその取引の構造は非常に複雑で不透明、今回のアンケートを拝見して、改めてどこにその手数料がかかっている、どこにポイント原資があるのかみたいところが、改めてそういうことなんだということが分かりました。

この構造自体を消費者教育という形で社会におろしていても、いわゆる利便性でスムーズな決済の一つの手段としてクレジットカードを使っておりますので、なかなかその先の選択というところまでは行き着かないというふうに思っております。まずは見えないコストを含めて取引の公正性を担保するためにも、今回のアンケート結果を社会にしっかりと広報して、本当に取引の透明化が必要であるということをしっかりと公正取引委員会さんからアナウンスしていただきたいと。そこから出発するのではないかとこのように感じたところです。

以上です。

○伊藤会長 何か最後にこちらの方からありますか。

○高居取引調査室長 広報の重要性について非常に強く御指摘いただきましてありがとうございました。私どもとしても是非積極的により分かりやすい形で広報活動に努めていきたいと思っております。ありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、三つ目の議題に行きたいと思っております。約15分今時間が押しておりますので、若干スピードアップに協力していただければと思っております。

それでは、三つ目の議題は、地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについてにつきまして、塚田調整課長から御説明をお願いします。

○塚田調整課長 経済取引局調整課長の塚田でございます。着座して説明させていただきます。

今年3月18日に公表いたしました地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックについて御説明いたします。

私が所属しております経済取引局調整課では、携帯電話分野、携帯電話などの規制分野の市場の実態を調査して、政府規制や取引慣行の改善を他の行政機関などに提言して働きかけるという業務を行っておりますけれど

も、ただ、それだけではなくて、そういった公正取引委員会から他の行政機関に働きかけるというので、逆方向の業務にも携わっております。

それは何かと申しますと、他の行政機関から私どもに対しまして、実は今、これこれこういう政策課題があるんだと、その課題に対処するために、例えばこういうような立法措置を考えているのだとか、あるいは業界に対してこういう行政指導を行いたいだけけれども、そういうものを行うに当たって独禁法との関係で問題はないだろうか、あるいは留意すべきことではないだろうか、そういうことを教えてもらいたい、そういったような相談が持ち込まれることが日常的にございます。

重いものから軽いものまで、具体的なものから一般的なものまで様々ございますけれども、それらについて検討した上で回答しているというものであります。

特にそういった相談が行政指導に係るものである場合には、公正取引委員会が平成6年に公表した行政指導ガイドラインに基づいて検討、回答しているというところであります。そういった相談をしてくるのは主に霞が関の中央省庁が多いのですけれども、地方公共団体からも相談が寄せられております。件数としては、1約10年間で約400件に上る相談を受けております。

そういった相談事例につきましては、平成19年に一度相談事例集としてまとめて公表しておりますけれども、それから10年以上が経過しまして、相談事例も大分蓄積されてきたところであります。その間、各省が規制の新設とか改廃などを行う際に規制の事前評価の義務付けがなされております。

この規制の事前評価の実施が義務付けられましたのは、平成19年10月でありますけれども、その後、規制の事前評価において競争状況への影響の把握分析、いわゆる競争評価と呼んでおりますけれども、競争評価についても行うこととされまして、これは一昨年、平成29年10月から本格実施されているところです。

競争評価については、各府省は規制に関して所定のチェックリストに基づいてセルフチェックを行って、競争状況への影響を把握することになり

ます。各府省が作成したチェックリストを規制の事前評価書とともに総務省に提出して、総務省は競争のチェックリストを公正取引委員会に送付するということになっております。競争評価を行うこととされているのは国の行政機関ですが、地方公共団体においても、この考え方を活用することによって条例等の制定、改廃に際して競争状況への影響を把握することができると考えております。

また、行政指導ガイドラインについては、もともと国の機関だけではなくて、地方公共団体による行政指導についても対象としているというもので、これについて考え方を改めて明らかにすることが有用だと考えています。

これに加えて、競争評価や行政指導ガイドラインの一般的な考え方だけでは具体性に欠けるということもありますので、相談事例集をアップデートするというにいたしました。一般的な考え方の部分、競争評価とか行政指導ガイドラインについての考え方については、今年1月に案を公表して意見募集手続を行いまして、寄せられた御意見も踏まえて修正を加えた上で、更に相談事例集を付け足して3月18日に公表しております。

本日は総論部分と相談事例集に参考資料集を加えたものを簡易製本したものがありませんけれども、これを実際に地方公共団体に配付しております。地方公共団体の職員が手元に置いて参照しやすいようにA5判の大きさにしております。

内容について御紹介いたします。

本文1ページから、本ハンドブックの狙いについて記載しております。近年、地域経済の活性化が課題となっておりますが、地域経済の活性化のためには、一過的なイベントあるいは一過的な事業によって、短期的、一時的に需要を創出するだけではなくて、地域経済の自律的な成長力の向上が必要であるというふうに考えております。そのための環境整備においては、やはり地元の実情をよく分かっている地方公共団体の役割が重要だと考えております。

市場において公正かつ自由な競争が確保されているというような環境が整っていれば、事業者は創意工夫を十分に発揮して、地域の内外の消費者

に提供する商品・サービスの質を向上させるということが出来ます。それによって地域内の住民も地域外の住民も、商品・サービスの質の向上によって直接的に恩恵を受けることができますし、また、商品・サービスの質が向上すれば、その地域の産業の競争力が強化されて、それによって地域の所得と雇用の水準が高まるということも期待されます。

そうだとすれば、地方公共団体が地域経済の活性化のための施策を行うときには、競争環境の整備の観点からの検討が重要ということになると思われれます。

そのような検討の際に、地方公共団体の職員の方々に競争評価の考え方や行政指導ガイドラインの考え方を活用してもらうこと、競争政策についての理解を一層深めてもらうことを期待して、このようなハンドブックを作成した次第でございます。

詳しい内容については、時間の都合で割愛させていただきますけれども、例えば競争評価チェックリストにつきましては、お手元にお配りしている概要資料のところ、中ほどに第1章と枠で囲んであるところ、競争評価チェックリストは、事業者の数の制限等の質問に回答することで、規制がどのような点から競争に負の影響を及ぼす可能性があるかを判断できるものとなっております。

具体的なチェック項目としては、例えば事業者の数の制限であれば、その規制は事業活動の要件として許認可等を設定するものかといったような質問がありまして、そういった質問にはイエス、ノーで答えていくと。チェックリストの項目のいずれかにイエスがあった場合には、その規制は競争状況に負の影響を及ぼす可能性があるものとして整理されるというものになります。もちろんそうだったからといって、直ちにその規制の導入が否定されるわけではありませんけれども、その結果を分析して競争への負の影響をより小さなものにする工夫、例えば具体的な制度設計において、より競争制限的でないような制度とすることや、あるいは別途競争環境を整備することなどの工夫をすることが望ましいと考えております。

それから、また、行政指導ガイドラインにつきましても、ハンドブックにおいて四つほど想定事例を挙げまして、それぞれ行政指導ガイドライン

に照らすとどのように考えられるかについて解説をしております。

第2章、相談事例集の部分でありますけれども、一つ一つの事例を御紹介することは時間の都合上割愛させていただきますが、概要ペーパーに記載の1から16の事例について紹介しております。いずれも実際にあった相談をもととして作成したものであります。

平成約30年間、災害が多かったということもありまして、災害対策に関する相談事例を二つ掲載しております。そのほか環境対策に関わる事例が三つ、医療、福祉に関わる事例を四つ掲載しております。

3月18日に公表しました後、冊子を地方公共団体にお送りしていますけれども、このハンドブックを作成するに当たって、協力いただいた地方公共団体からはまとめて何部送ってほしいといったような御要望も頂いております。

また、地方公共団体の施策に詳しい学識経験者の先生方にも御相談してアドバイスを頂戴しております。例えば最近では、法科大学院出身者の地方公共団体への採用が増えていると、そういう職員は行政法をしっかりと学んでいると、うまくいけば法制室の実務にも就いているかもしれないので、そういった職員の方を対象に説明したり、実務上のニーズを聞いていってはどうかというようなアドバイスも頂戴しております。引き続き広報に努めてまいりたいと考えております。

非常に雑駁ではございますが、お後もでございますので以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。どうも時間短縮に協力いただきありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見、御質問等ございましたら、どうぞどなたからでも御発言いただければと思います。

では、お願いします、川本さん。

○川本会員 ありがとうございます。

今回、こういうハンドブック作られたのはとてもいいことだと思います。ただ、霞が関とか地方公共団体からの御相談が多いということなのですから、もともと公取は独占禁止法という何といいましょうか、決して分かりやすくはない法律を基にお仕事をしておられるわけでありまして、そ

うしますと、皆さんすごくプロフェッショナルでいらっしゃるので、議論が難解になりがちだと思うのですね。特にカルテルの場合は過去のことでまだ分かりやすいと思うのですけれども、合併統合とかは、これから将来に起こり得ることを想像しながら、仮説思考といいますか、抽象概念がすごく要るのですよね。そうしますと、やっぱりものすごく分かりにくいということで、皆さん公取は怖いというようなことになってしまいがちだと思うのです。

ですから、これを拝見してやはりちょっと細かくないですか、字も。何かいっぱい書いておられて、熱心でいらっしゃるんですけど、私なんかは少し見にくくなったりして、やっぱりその辺も含めた上で、今後地方の方たちとのコミュニケーションは、ちょっと生意気なことを申し上げて申し訳ありませんが、是非プレゼンのトレーニングも受けられてしていただくといいのかなというふうに思います。

以上でございます。

○伊藤会長 ほかに、どうぞ。

○野原会員 一言だけ。そして、今回のガイドブックは、これはネットでダウンロードできるような形にはなっているのでしょうか。

○塚田調整課長 はい、ネットに掲載しております。

○野原会員 分かりました。是非そういうのもどんどんとみんなで使ってもらえるような形で周知していただければと思いますし、分かりやすくしてもらえればと思います。

以上です。

○伊藤会長 ほかにどなたかありますか、どうぞ。

○有田会員 ありがとうございます。

ただ、一つだけ感想です。第2章の地方公共団体からの相談事例集、私、環境問題を何十年とやっていてなかなか難しいところはあると思うのですけれども、環境問題が出てくると、それがここの公取の関係でどうしても前に進まないというか、どういうふうに判断したらいいか分からないというような事例で、それは仕方がないのかなと思うところもあるのですけれども、相談事例でこういうことはよくないという、それを盾に地域で進

めないというようなこともままあったりするので、いい悪いではない単なる感想ですみません。

○伊藤会長 ほかによろしいですか。

では、もしまとめて何かあれば。

○塚田調整課長 御意見、御質問等ありがとうございます。

私どもとしましては、できるだけ分かりやすくということで、これから地方公共団体の皆さんにもこのハンドブックについては御説明をしていきたいと考えております。その際、地方公共団体の施策に詳しい先生方にもいろいろアドバイスなどを頂戴しているところでありますけれども、そういったものを踏まえて、積極的に広報を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、四つ目、最後の議題ですけれども、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応についてにつきまして、藤井経済取引局総務課長から、御説明をお願いしたいと思います。

○藤井経済取引局総務課長 藤井でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料の212-4 というものについて、御説明させていただきます。

前回のこの懇話会で、今お手元にあるのは基本原則ということですが、その前のものということで、この中でも書いていますけれども、昨年の夏から3省庁で「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」というものを開催しておりまして、泉水先生に座長をさせていただいているのですけれども、その中間論点整理（案）というものについて御説明させていただきました。

その後、中間論点整理の（案）がとれて、それを踏まえて3省庁で基本原則というものを昨年の12月に策定したということでございます。今日はこの基本原則の中身について簡単に御説明させていただきます。中間論点整理とかなり内容的には重なるので、簡潔に御説明させていただき、その後の動きについても報告させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、資料を一枚おめくりいただきますと、別添1というのがございま

して、まず1のところですが、デジタル・プラットフォーマーの基本的な評価ということでございます。最初の丸のところですが、2行目から、革新的なビジネス等を生み出し続けるイノベーションの担い手であると。その次の行ですが、中小企業を含む事業者にとっては、市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高め、消費者にとってその便益向上につながるなど重要な存在になっていると。次の丸のところ2行目からですが、一方で、ネットワーク効果、低廉な限界費用、規模の経済等の特性を通じて拡大し、独占化・寡占化が進みやすいと、こういった特徴があるということでございます。

2の基本原則のところですが、(1)の二つ目の丸ですが、デジタル・プラットフォーマーは以下の特性を有する場合もあるということで、①社会経済に不可欠な基盤を提供していること、②多数の消費者や事業者が参加する場そのものを、設計し運営・管理する存在であること、③こうしたことは、操作性や技術的不透明性につながることもあり得るということを書いております。

それから、2ページでございます。

(2)でございますけれども、一方でプラットフォーム・ビジネスの更なる発展の促進、イノベーションを生み出すということも必要であるということで、(2)ののところではそれに関して業法が適切かどうかということを検討する必要があるということが書いてございます。

それから、(3)でございますけれども、プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現ということで、二つ目の丸のところに三つのことを書いてございます。一つ目が、まずそういった透明性、公正性を実現するための出発点、議論の出発点として大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める。それから、二つ目でございますけれども、専門組織の創設に向けた検討を進める。三つ目のところですが、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示するなど、透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向けた検討を進めると、こういったことが指摘されております。

それから、(4)はプラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実

現ということをございまして、おめくりいただきますと、二つ目の丸の方ですけれども、論点としてはデータやイノベーションを考慮した企業結合審査、それから、消費者との関係でも優越的地位の濫用規制の適用についての検討といったようなものが挙げられております。

それから、(5)では、データの移転・開放ルールは消費者政策のみならず、競争政策や競争基盤の整備として一定の意義を持つので、こうした検討も重要であるということが挙げられています。

それから、(6)がバランスのとれた柔軟で実効的なルールを作るということです。

(7)は、国際的なハーモナイゼーションを考える必要があると、そういった内容になっております。

これが昨年の12月に出た基本原則をございまして、その中で(3)のところ①、②、③というのがございました。この①の部分に関しましては、公正取引委員会の方で本年1月から調査を開始しております、まず1月に情報提供窓口を設置したということをございまして、デジタル・プラットフォームに関する情報は、何でも結構ですのでこちらへ寄せてくださいということをやっています。

それから、最後の紙が今年の2月27日に開始したものですけれども、もうアンケート自体は終わっていますけれども、アプリストアとオンラインモールについて、これを利用している事業者に対するアンケートというのを行っております。

これに関しては、調査自体はまだしばらくかかりますけれども、中間的な報告を近いうちに公表できればということで作業をしているところをございます。

それから、また基本原則の方に戻っていただきまして、2ページの(3)の②のところですが、専門組織については今、政府の方で内閣官房で準備室を立ち上げるということで、準備室ができたという状況になっております。

それから、③については、透明性、公正性の確保の観点からの規律の導入に向けた検討ということをございますけれども、こちらにつきましては、

先ほどの3省庁の検討会の分科会というか、ワーキング・グループというものを二つ作っております、そのうちのひとつで透明性、公正性に関する検討というものをやっているところでございます。

それから、(4)では企業結合と消費者に対する優越的地位の濫用について、これは公正取引委員会の中で今考え方の整理をしているところでございます。

それから、(5)のところ、データポータビリティ、データの移転・開放ルールの検討ということでございます。こちらについては、先ほどの3省庁の検討会でのワーキング・グループ二つと申し上げましたけれども、もう一つのワーキングの方で、依田先生にも入っていただいておりますけれども、データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループというものを開催して検討しているという状況でございます。

現状の報告は以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問あるいは御意見があればどうぞ。

○鬼頭会員 御説明ありがとうございました。今の基本原則の二つ目にプラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進という項が設けられており、その中でも触れておられるのですけれども、現在のプラットフォームは様々なビジネスに出てきて、金融・保険領域にも、事業領域を拡大してきていますが、公平な競争環境の確保という点から、これらに対しては既存の金融機関と規制上でのイコルフットィングがやはり必要だというふうに考えております。

御案内のとおり、現在の金融規制というのは、縦割りの業法によっているところが非常に多いわけですが、プラットフォームを担う機能やビジネスは既存の業法のこうした枠組みになじまないケースも生じていると思っております。既に今回の基本原則で、既存の業法について見直しの可否も含めた制度面の整備について検討するということを示されていますけれども、プラットフォーマーにとっての参入障壁の緩和と同時に、消費者保護の面でも競争政策の面でも、事業者間のイコルフットィングとい

うのは非常に重要な論点だと考えておりますので、是非関係機関とともに積極的な取組をお願いしたいという要望が一つでございます。

もう一つは質問でございまして、基本原則の中でデータを提供する消費者との関係で、優越的地位の濫用が独占禁止法の運用や関連制度の検討に対して考慮すべき点ということで挙げておられますけれども、どういう場合がそれに当たるのかということについて、現在、先ほど御説明いただいた調査、プラットフォーマーの取引実態、利用状況について、消費者から幅広く情報提供も受け付けておられますけれども、差し支えない範囲で、現時点でこの点についてどのような声が寄せられているか、教えていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○藤井経済取引局総務課長 1点目のイコールフットイングが重要というところは、正にこれまでの議論でも出ていた話ですので、今後、政府の中でもしっかりと議論していく必要があるというふうに考えております。

それから、2点目ですけれども、消費者に対する優越的地位の濫用でございますが、現在、先ほど紹介したオンラインモールとアプリストアのアンケートとは別に、消費者の意識をお尋ねするアンケートというものもやっております。これについても近日中に公表する予定ではあります。この中では消費者の方に、自分たちが無料でサービスを利用するときに提供している情報について、どういう認識なのか、ある意味対価的な認識なのかどうかとか、価値があると思っているのかとか、その使われ方に対してどういう懸念を持っているかといったようなことを聞いております。

その辺りは消費者に対する優越的地位の濫用を考える上での、そもそも消費者がどういう認識を持っているかということなので、ベース的なことで参考になる部分なのかなというふうに思っております。

あとは、その先、具体的にどういう行為が問題になり得るかというところですが、対事業者の優越的地位の濫用と同じように考えていくと、消費者がプラットフォーマーのサービスなどを使うときに、そこにいろいろな情報を提供していて、一方、そのサービスを使わないとやっていけないというのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、それが便利であるがゆえに、多少条件が悪くなってもそれを使い続けざるを得ないような

状況があるときに、提供した情報の取扱いなんかで不利益を被るということになれば、それは場合によっては優越的地位の濫用ということになり得るのではないかと、非常に抽象的ではありますが、そういうような場合があるかどうかと、どういう場合にその要件を適用できるのかというようなところを今後整理していく必要があるのかなというふうに考えております。

○依田会員 いつも教えていただいてどうもありがとうございます。

この問題を少し考える上で、この報告書がもう少し掘り下げた方がいいところは、プラットフォーマーがいて、両面市場で、そこでいろいろなネットワーク効果が働くはいいのですが、独占的なシングルフォーミングの場合と複占ないしは寡占的なマルチフォーミングの場合で、やはり競争構造の掛かり方がやはりかなり違うだろうと思っているし、理論的には実際かなり違って、世の中実際を見てみると、基本的にはメッセージサービスを除いては非常に日本の場合は複占的な構造になっていて、検索エンジンも、あるいはマーケットプレイスも、あるいはEコマースもほぼ二強が存在して、そこで激しい競争が成立している状況なので、単純に不可欠施設や優越的地位だけでは、恐らくもしこれが裁判等になっていっても、簡単にはそこで切っていくことは難しいという事実認識でいます。

二つ結局ジレンマがありまして、プラットフォーム上では結局プロバイダー、出店者と、エンドユーザー、顧客がいるわけですが、片方の方のプレーヤーの出店者側に関していうと、ある意味、垂直取引制限的な下請いじめが実際に働いているだろうとは思っていて、よく実際に公正取引委員会や経済産業省がやっている調査の中で一番やはり問題になるのは、例えば情報の非対称性があって、情報がプロバイダーが持っている顧客データが、実際には出店側の方は与えてもらえない。それがゆえに、マルチフォーミングにはなっているにもかかわらず、プロバイダーが二つの複数のマルチフォーミングを移動することが阻害されているという問題があります。ただ、ここにジレンマがやっぱり1個あって、プラットフォーマーが出店者と自由に個人情報や個人データを共有することが、ユーザー側がそれを望んでいるかどうかは分からないので、是非公正取引委員会にその調査

をしてもらって、何は望まないけど何を望むか。例えば自分が一回、AmazonだったらAmazonで商品を買って、それ以降ずっと何か商品の販売促進的なメールをもらうとしたら、ユーザー側はそれはやはり嫌だと思うのです。そういう点でユーザーは望まないと思っているのがあって、そこでまずジレンマがあります。

もう一個のジレンマは、さっきデータのポータビリティという問題があって、マルチフォーミングなら、プラットフォーム間でユーザーが大して理解もしていないし、利用規約も半分の人には読んでいません。半分の人には読んでいてと言っているけど、その更に半分は理解していません。結局75%の人はろくな知識を持たないで、そこに登録をしてロックインしてしまっている状態で、ポータビリティを高めれば問題解決すると思うのですが、ただ、実際にユーザーの声を聞くと、藤井さんも分かるとおりに、2割から3割程度のユーザーしかポータビリティなんて使わないよと言っていて、メリットを感じない状況にあって、ポータビリティ政策をやったところで、多分実際ユーザーは自発的にはそこを使わないと思うので、ここももう一つのジレンマになっていて、そのところをどうつないでいくかというのが、今後、競争促進政策で最も重要な論点、観点になっていくと思いますので、引き続き是非藤井様におかれましては、公正取引委員会におかれましては、そのところのミッシングリンクを解くように頑張ってもらいたいと思います。

○伊藤会長 藤井さん、何かありますか。

○藤井経済取引局総務課長 どうもありがとうございます。

確かに本当にいろんなというか、正におっしゃるとおりで、ポータビリティとかデータ開放をして、実際に使うという土壤があるのかとか、それから、一方でそういうものをさせるときに、これまでそういったものを構築してきた立場と、コストとかそういったことをどう考えるのかとか、いろいろバランスをとって判断しないと、イノベーションの逆に阻害になるということもあり得ますので、その判断はいろんな要素をしっかりと勘案してやっていく必要があるのかなというふうに思います。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

時間もまいりましたので、本日の討議はこれで終わりにさせていただきたい
と思います。

最後に山本委員の方から何か感想をお願いします。

○山本委員 委員長が今日は国会業務で退席しているものですから、代わりに私の方
から一言御挨拶させていただきます。

本日は非常に熱心な議論を頂きありがとうございました。また、大変有益な御指摘をたくさん頂いたと
思っております。今日、最初に御報告した独占禁止法の一部改正法案につきましては、これまでこちらの懇話会
でいろいろ御指摘いただきましたし、また、独占禁止懇話会の会員のメンバーの何人もの方に独占禁止法
研究会のメンバーにもなっていていただき、大変お礼申し上げたいと思います。

それから、今日の会議では、グローバルな視点とかグローバルな事例についての御紹介をいろいろ御
指摘を頂きましたけれども、最後に御議論いただいたデジタル経済の問題につきましては、このデジタル
経済が企業間の競争や消費者、ユーザーにどういった影響を与え、それに対して競争政策の観点から
どう対応していくかということについて、正しく今、欧米を初め各国の競争当局で議論や検討が
進められているところです。

私どもとしては、デジタル社会の中で企業のイノベーションを促進し、また、消費者の利益を確保
すると、そういった環境を作っていくことが非常に重要だと思っておりますので、今後とも会員の
皆様からの闊達な御意見をよろしくお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、今回はこれにて閉会させていただきたいと思います。

どうも長時間、御議論ありがとうございました。